一条第一項に規定する保険料」に改め、同条第二項中「給与」を「報酬」に改め、「掛金」の下に「及び組合員保険料」を加え、同条第三項中「期末手当等を」を「期末手当等（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当に相当する手当を含む。以下この項において同じ。）を」に改め、「掛金」の下に「及び組合員保険料」を加え、同条第四項中「掛金」の下に「及び組合員保険料」を加える。

第百四十四条の十三から第百四十四条の十八までを次のように改める。

第百四十四条の十三から第百四十四条の十八まで　削除

第百四十四条の十九中「第二条第一項第五号の項」の下に「及び第二条第一項第六号の項」を加え、「同表第百十三条第二項第二号の項、第百十三条第二項第三号の項及び第百十三条第二項第四号の項」を「同表第百十三条第二項第三号の項」に改める。

第百四十四条の二十一中「第五条第四項及び第五項の規定は団体及び団体組合員に係る掛金に関する事項について、第百二十二条の規定は」を「第百二十二条の規定は、」に改める。

第百四十四条の二十二の見出しを「（健康保険法等との関係）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

第百四十四条の二十三第一項中「基づく給付」を「基づく短期給付」に改め、「、短期給付については」及び「、長期給付については五年間」を削り、同条第二項中「第百四十四条の二十六第二項において同じ。）」を「）及び」に改め、「その他前章の規定による徴収金」を削り、同条第三項中「遺族共済年金又は第四十七条の規定により支給するその他の給付に係る支払未済の給付（以下この項において「遺族給付」という。）」を「支払未済給付」に改め、同項各号中「遺族給付」を「支払未済給付」に改め、同条第四項を削る。

第百四十四条の二十四中「給付」を「短期給付」に改める。

第百四十四条の二十四の二を削る。

第百四十四条の二十五中「受給権者に」を「短期給付を受ける権利を有する者（以下この条において「受給権者」という。）に」に改める。

第百四十四条の二十五の二を削る。

第百四十四条の二十六第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、「給付」を「短期給付」に、「掛金」を「掛金等」に改め、同項を同条とする。

第百四十四条の三十中「給付」を「短期給付」に改める。

第百四十四条の三十二第二項中「給付」を「長期給付」に改める。

第百四十五条中「規定による」を「定めるところにより行われる」に改める。

第百四十六条の二中「第十九条の二」の下に「（第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「秘密を漏らし」を「、秘密を漏らし、又は盗用し」に改める。

第百四十八条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　第百十二条の四第六項の規定に違反して、公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

第百四十八条第四号中「第百四十四条の二十七第五項」を「第百十二条の四第七項、第百十二条の七第四項又は第百四十四条の二十七第五項」に改める。

附則第三条の二第一項中「昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十五号。次項において「昭和四十九年法律第九十五号」という。）の公布の日から当該運営審議会の運営状況を勘案して政令で定める日までの間」を「当分の間」に改め、同条第二項中「昭和四十九年法律第九十五号の公布の日から当該組合会の運営状況を勘案して政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。

附則第十四条の二を次のように改める。

第十四条の二　削除

附則第十四条の三から第十四条の五までを次のように改める。

（市町村連合会が行う共同事業）

第十四条の三　市町村連合会は、第二十七条第二項に規定する業務及び同条第三項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一　構成組合（第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）の短期給付（第五十四条に規定する短期給付を除く。次号において同じ。）の掛金（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金に係るものを含む。次号において同じ。）に係る不均衡を調整するための交付金（第五項において「調整交付金」という。）を構成組合に交付する事業

二　構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡（総務大臣が定める基準を超えるものをいう。）を調整するための交付金（第五項において「特別調整交付金」という。）を構成組合に交付する事業

三　構成組合が行う育児休業手当金及び介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する資金を構成組合に交付する事業

四　前三号に掲げる事業のほか、構成組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められるものとして政令で定める事業

2　市町村連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、構成組合からの市町村連合会に対する拠出金をもつて充てるものとする。

3　前項の拠出金のうち第一項第二号の事業に係るものの拠出に要する費用は、国、地方公共団体、特定地方独立行政法人、第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人若しくは職員団体又は構成組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

4　構成組合は、政令で定めるところにより、第二項の拠出金を市町村連合会に拠出するものとする。

5　調整交付金又は特別調整交付金の交付を受ける構成組合に係る第百十三条第一項並びに第二項第一号及び第二号並びに第百十四条第三項の規定の適用については、これらの交付金は、掛金とみなす。

6　第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条の四から第十四条の五まで　削除

附則第十四条の七中「昭和五十八年法律第五十九号の施行の日から附則第三条の二に規定する政令で定める日までの間」を「当分の間」に改める。

附則第十八条第五項中「特例退職掛金の標準となるべき給料」及び「掛金の標準となつた給料の額」を「標準報酬の月額」に、「掛金の標準となつた期末手当等」を「標準期末手当等」に改め、同条第八項中「第百十四条の二第一項」を「第百十四条の二」に改める。

附則第十八条の二を削る。

附則第十九条から第二十八条までを次のように改める。

第十九条から第二十八条まで　削除

附則第二十八条の二から第二十八条の十三までを削る。

附則第三十一条の二第三項中「第百十四条第五項」を「第百十四条第四項」に改める。

附則第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

附則第三十三条の二を削る。

附則第三十四条中「及び第四項」を削り、「給料の総額」を「標準報酬の月額の総額」に改める。